

令和6年第9回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年9月24日（火）第9回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案書7ページの議案第3号、農地法第5条の許可申請の中の1番と2番について、申請が取り下げになったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後16時00分、令和6年第9回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

5番 高 村 秀 男 委員、 14番 小 平 敏 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買4件、特定遺贈2件の合計6件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番と2番をご説明させていただきます。1番の件は、千渡の●●さんから千渡の●●さんへの売買による所有権移転になります。問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。2番の件は、千渡の●●さんから千渡の●●さんへの売買による所有権移転になります。●●さんの息子さんが定年になるということで、葉もの野菜などを作りたいということです。問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎奈良茂男委員 3番と4番は関連していますので一緒に説明させていただきます。3番と4番は、遺言執行者の●●さんから●●さんと●●さんへの特定遺贈による所有権移転です。4番の●●さんは●●さんの弟にあたります。両名は●●さんから譲り受けた農地で現在はイチゴの栽培をしております。●●さんは出会いの森のいちご園で2年ほど研修を行いました。弟の●●さんは日光いちごパークに勤めまして、そこでいちごを勉強して、兄弟それぞれが●●さんの土地を特定遺贈で引き受けることになったというものです。何ら問題はないと思いますので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小平敏男委員 5番の件は売買による所有権移転になります。楡木町の2筆で、●●さんから●●さんへの売買です。何ら問題ないと考えておりますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 6番の件は売買による所有権移転になります。板荷の土地を貝島町の●●さんから口栗野の●●さんへ売買ということです。●●さんは板荷の方に移り住んで野菜栽培をするということで、特に問題はないと思ひますのでよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。6ページをご覧ください。1番は上石川地内において、●●さん申請の農家住宅の敷地拡張への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。なお、今回の申請地は既に宅地の一部として利用されているため、始末書が添付されております。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎小平敏男委員 9月18日に4条と5条の案件について橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査、高村委員、そして私の5名で現地調査を行いました。今回の4条の案件については私から説明させていただきます。1番の上石川の件は、●●さんの農家住宅の拡張の申請でございます。先ほど事務局から説明があったように、昔からの納屋や或いは車庫が今回の申請地に建っている状況でして、従いまして始末書を提出というかたちで問題ないだろうという確認をして参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎早乙女八重子委員 上石川の●●さんの件ですが、先日訪問してきて、●●さんは90才からのご高齢で認知症もあって話はできなかつたんですけども、お嫁さんと話ができました。お孫さんが敷地に家を建てたいということで、その拡張を考えたそうなんです。調査員の報告のとおり、いろいろなものが昔から建っていたそうです。それを始末書つきで認めていただいて、ご承認いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。会議の冒頭で局長からもありましたが、7ページの申請番号1番及び2番につきましては許可申請の取り下げがございましたため、8ページからご説明したいと思いますので、8ページからご覧ください。3番は、武子において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の縁辺部に位置する「第2種農地」に区分されます。4番は、千渡において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地、道路及

び宅地に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。続いて9ページの内容になります。5番は、板荷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を雑種地、畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。6番は、加園において●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。7番は、上久我において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。続いて10ページの内容になります。8番は、下南摩町において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、水路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。9番は、上石川において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。続いて11ページの内容になります。10番は、白桑田において●●さん申請の園芸用土採取及びその搬出入路への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。続いて12ページの内容になります。11番は、深津において●●さん申請の一般住宅敷地拡張への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。12番は、藤江町において●●さん申請の園芸用土採取及び表土置場への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。続いて13ページの内容になります。13番は、北赤塚町において●●申請の資材置場への一時転用であります。申請地は周囲を畑に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。14番及び15番は隣接地で、かつ、申請者が同じであるため、まとめて説明します。口栗野において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。14番は周囲を田、道路及び宅地に囲まれた農地です。15番は周囲を宅地及び道路に囲まれた農地です。いずれも農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。16番は、中粕尾において●●さん申請の墓地及び墓地への進入路への転用であります。申請地は周知を畑、宅地及び山林に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、今回の申請地は既に墓地として利用されているため、始末書が添付されております。以上、5条転用14件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

- ◎高村秀男委員 9月18日に現地調査を行いました。案件の数はあるのですが、事務局の説明とまた調査書を見ていただければと思いますが、ほとんど問題がないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。
- ◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。
- ◎田野井晃造委員 3番の件は、事務局の説明と現地調査員の報告のとおり何の問題はないと思ひますので、ご承認のほどよろしくお願ひします。
- ◎田島正男委員 4番の件は、千渡の●●さんから千渡の●●への賃貸借権設定による園芸用土の採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認のほど宜しくお願ひいたします。
- ◎竹澤 靖委員 5番の件は、事務局と現地調査委員のご報告のとおり何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひします。
- ◎小林和夫委員 6番の件は、加園の●●さんから●●さん、●●さんへの使用貸借権設定です。●●さんは●●さんの孫娘夫婦になります。事務局の説明と現地調査員の報告のとおり何ら問題はございません。7番の上久我の件は、所有権移転による太陽光発電設備への転用です。地続きの土地で2名連名という形ですが、この件につきましても事務局の説明と現地調査員の報告のとおり問題はございませんので、ご承認をお願ひいたします。
- ◎奈良茂男委員 8番の下南摩の件は、●●さんから●●さんへの所有権移転による一般住宅への転用です。●●さんは●●さんの孫にあたります、現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。
- ◎早乙女八重子委員 9番の件も現地調査員のご報告のとおり問題ありませんので、ご承認よろしくお願ひいたします。
- ◎松井研吉委員 10番白桑田の件は、白桑田公民館より東へ約100m程のところ、賃貸借権設定による園芸用土採取の為の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。11番の深津の件は、●●さんから●●さんへの有償による所有権移転で、住宅敷地拡張の為の転用です。こちらも現地調査員の報告のとおり問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。
- ◎小平敏男委員 12番の藤江町の件は、7筆ありまして、内容的には園芸用土の採取及び表土置き場という申請が上がっております。現場も確認して参りました。特に問題ないと思ひますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。
-

◎安生芳子委員 13番北赤塚の件は、新田橋という橋が昔、南押原中学校の近くにあって、それを新しい橋に今架け替えてる途中なんですけど、その橋を架ける工事を行うにあたり、駐車場や資材置き場とか現場事務所などを置くために一時転用するものです。現地も見てきましたが、現地調査員の報告のとおり何の問題もないと思いますので、ご承認をよろしく願いいたします。

◎神山卓也委員 14番と15番は関連しているので一括して説明します。どちらも口栗野の釜場の土地で、道を挟んで隣接した土地になります。どちらも口栗野の●●さんから大阪の●●への太陽光発電設備の転用になります。事務局及び現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、よろしく願いいたします。

◎金子重博委員 16番、中粕尾の件は、所有権移転による墓地への進入路のための転用です。現地調査の報告のとおり問題ありませんが、もうすでにお墓が建っておりまして始末書つきでご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 墓場の件を教えてくださいんですけども、これは他人の土地にお墓を作ってしまったっていう理解でいいのですか。それとも、ここには●●さんと●●さんのお墓があるということですか。

◎金子重博委員 ●●さんの土地に●●さんの先祖代々のお墓が明治45年ころからお墓がたっていた。他人の土地にお墓を建てていたということになります。

◎竹澤 靖委員 周りの土地はどうなっているのですか？

◎事務局（宇賀神係長） 補足で説明するんですけども、両家の土地は隣合っていたんですが、そもそも両家とも勘違いしておりまして、●●さんの土地を●●さんは自分の土地だと思っていて、●●さんは逆に●●さんの土地を自分の土地だと思っていたということで、それなのでお墓も自分の土地に建てていると思っていたということです。今回土地の売買の話が出て登記等を確認したところ、昔から取り違えていたということが判明して、お墓を間違えて他人の土地に建てていたということが分かったということです。

◎小林和夫委員 墓地の地目は畑のままでもありですか。

◎事務局（宇賀神係長） 当然現況が変われば地目も変更していただくということになるかと思えます。

◎田野井晃造委員 地目は何になりますか。

◎事務局（宇賀神係長） 地目は墓地になるかと思えます。登記上は墓地という地目がございます。今回の件ですけれども、農地の一番端の部分なんですね。農地なので境界協定などしていないので、そもそも農地に入っているのか入っていないのかというところもありますし、昔のことなので自分の土地の端に作ってしまったということもあるのかなと思えます。今回改めて売買するにあたり測量し直したので、その辺も改めて分かった。そういう中で今回は正していただいたということになります。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、3番から16番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年9月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規の利用権設定について記載しております。議案書14ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、2筆、2,421㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第4号の1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後16時53分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年9月24日

議 長

署名委員

署名委員
